

ご契約に関する重要事項（低圧のお客さま）

ご契約前に 本書面を必ずご確認ください！

ご契約になる内容を十分にご理解いただいた上で、お申し込みください。
本書面に記載のない事項については、低圧供給約款（基本契約要綱）および低圧供給約款（料金表）によります。低圧供給約款（基本契約約款）および低圧供給約款（料金表）は右記よりご確認ください。

アクセスはこちらから▶▶▶

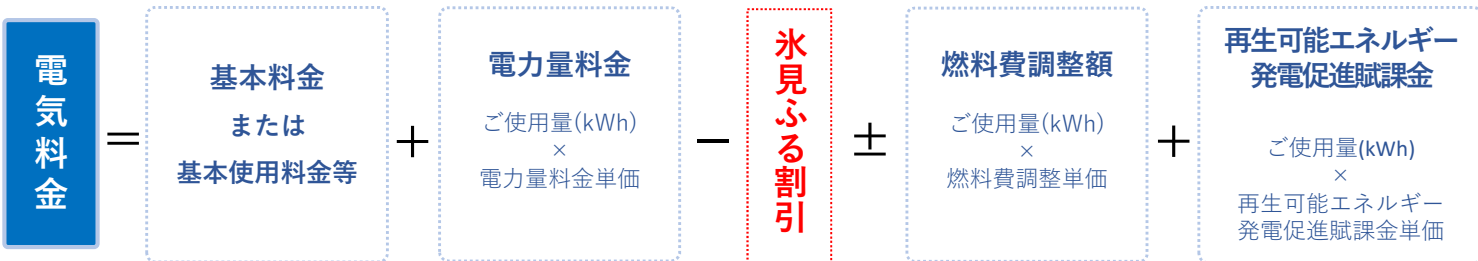
氷見ふる ご契約に関する重要事項

検索

<https://himi-furuene.jp/agreement/>



電気料金の計算方法



※当社の電気料金メニューは、燃料費調整単価の変動幅に上限がありませんので、燃料価格が著しく高騰した場合には、これに伴い燃料費調整額が高くなります。

※燃料費調整額の算定は、北陸電力が供給区域毎に設定する、低圧特別約款（基本契約要綱）および低圧特別約款（料金表）等に定める基準および方法によります。詳しい制度の内容と毎月の単価は当社ホームページでご確認いただけます。

燃料費調整単価の算定方法

○原油・LNG（液化天然ガス）・石炭それぞれの3か月の貿易統計にもとづき、平均燃料価格を算定します。

○算定した平均燃料価格と燃料費調整の基準となる基準燃料価格（79,800円/kl）との差額および平均燃料価格が1,000円変動した場合の基準単価（16銭5厘/kWh）にもとづき、以下の算式で燃料単価を算定します。

平均燃料価格が79,800円/klを上回る場合（プラス調整）

$$\text{燃料費調整単価 (円/kWh)} = (\text{平均燃料価格} - 79,800\text{円}) \times \frac{16\text{銭}5\text{厘}}{1,000}$$

平均燃料価格が79,800円/klを下回る場合（マイナス調整）

$$\text{燃料費調整単価 (円/kWh)} = (79,800\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{16\text{銭}5\text{厘}}{1,000}$$

※燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は当社ホームページでご確認ください。

電気料金メニューごとの電気料金単価は **① 電気料金メニューのご案内** をご確認ください。

その他

それぞれの項目の詳細は **②ご契約に関する重要事項** の該当の番号をご覧ください。

「工事費等の負担」に関する内容について → 10

「ご契約の廃止・変更にもなう料金等の精算」に関する内容について → 11

「申込みにもなう不利益事項」に関する内容について → 19



〒935-0013
富山県氷見市南大町10番1号 氷見商工会館3階
<https://himi-furuene.jp/>

●電気料金メニュー・お申込み方法に関するお問い合わせ
TEL：0766-54-5200（月～金：9時～17時 祝日・年末年始を除く）

●ご契約・その他に関するお問い合わせ
TEL：050-3138-2287（月～金：9時～17時 祝日・年末年始を除く）

【小売電気事業者】
北陸電力株式会社 [小売電気事業者登録番号A0271]
富山県富山市牛島町15番1号

① 低圧供給約款（自由料金） 電気料金メニューのご案内

※電気料金単価（消費税等相当額を含む）を記載しております。

ひみ従量電灯ネクスト

料金の区分		単位	料金単価（円）	
契約電流5アンペア	最低料金（最初の8kWhまで）	1契約	315.39	
	電力量料金（8kWhをこえる）	1kWh	30.82	
契約電流10アンペア以上、60アンペア以下	基本料金	10アンペア	302.50	
		15アンペア	453.75	
		20アンペア	605.00	
		30アンペア	907.50	
		40アンペア	1,210.00	
		50アンペア	1,512.50	
	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	30.82
		120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	34.71
		300kWhをこえる	1kWh	36.42
	最低月額料金		1契約	302.50
契約容量6キロボルトアンペア以上	基本料金		1kVA	302.50
	電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	30.82
		120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	34.71
		300kWhをこえる	1kWh	36.42

ひみ使っておとくライト

料金の区分		単位	料金単価（円）
基本使用料金	3kVAまで	1契約	4,325.50
	3kVAをこえる	1kVA	302.50
電力量料金	120kWhをこえる	1kWh	35.75

ひみ季節別時間帯別電灯 [夜間12時間型]（くつろぎナイト12）

料金の区分		単位	料金単価（円）
基本料金	10kVAまで	1契約	2,255.00
	10kVAをこえる	1kVA	302.50
電力量料金	昼間時間（夏季料金）	1kWh	39.87
	昼間時間（その他季料金）	1kWh	39.87
	ウィークエンド時間	1kWh	33.80
	夜間時間	1kWh	26.98

- ・【平日】 昼間時間：8～20時
夜間時間：20～8時
- ・【土日祝日】 ウィークエンド時間：8～20時
夜間時間：20～8時
なお、土日祝日は、当社の定める約款によります。
- ・夏季：7/1～9/30
- ・その他季：10/1～6/30

ひみ時間帯別電灯（エルフナイト8）

料金の区分		単位	料金単価（円）	
基本料金	6kVAまで	1契約	1,573.00	
	6kVAをこえ10kVAまで	1kVA	2,255.00	
	10kVAをこえる	1kVA	302.50	
電力量料金	昼間時間	最初の90kWhまで	1kWh	35.24
		90kWhをこえ230kWhまで	1kWh	40.46
		230kWhをこえる	1kWh	41.63
	夜間時間	1kWh	24.68	

- ・昼間時間：7～23時
- ・夜間時間：23～7時

ひみ低圧電力ネクスト

料金の区分		単位	料金単価（円）
基本料金		1kW	1,226.50
電力量料金	夏季料金	1kWh	26.08
	その他季料金	1kWh	25.02

- ・夏季：7/1～9/30
- ・その他季：10/1～6/30

ひみ深夜電力

料金の区分		単位	料金単価（円）
A		1契約	2,599.97
B	基本料金	1kW	324.50
	電力量料金	1kWh	24.68
C	基本料金	1kW	346.50
	電力量料金	1kWh	26.63
D	基本料金	1kW	291.50
	電力量料金	1kWh	24.08

- ・ひみ深夜電力Aおよびひみ深夜電力Bの通電時間は、毎日午後11時から翌日午前7時まで（8時間通電）、ひみ深夜電力Cの通電時間は、毎日午後10時から翌日午前8時まで（10時間通電）、ひみ深夜電力Dの通電時間は、毎日午前1時から午前6時まで通電（6時間通電）となります。

ひみ季節別時間帯別電灯Ⅰ（エルフナイト10）

料金の区分		単位	料金単価（円）
基本料金	10kVAまで	1契約	3,685.00
	10kVAをこえる	1kVA	368.50
電力量料金	昼間時間（夏季料金）	1kWh	35.55
	昼間時間（その他季料金）	〃	35.55
	夜間時間	〃	26.63
附帯措置	ひみエルフVプラン （200ボルト電化契約）	昼間時間の電力量料金を5%割引 夜間時間の電力量料金を5%割引 （割引上限額 6,000円/月）	
	ひみエルフVあつたかプラン （200ボルト電化契約）	冬季（12月分～4月分）※の 昼間時間の電力量料金を10%割引 夜間時間の電力量料金を10%割引 （割引上限額 15,000円/月）	
	ひみエルフSプラン （電化給湯厨房契約）	電力量料金を1%割引 （割引上限額 2,000円/月）	

※毎年11月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの電力量料金

- ・昼間時間：8～22時
- ・夜間時間：22～8時
- ・夏季：7/1～9/30
- ・その他季：10/1～6/30

ひみ季節別時間帯別電灯Ⅱ（エルフナイト10プラス）

料金の区分		単位	料金単価（円）
基本料金	6kVAまで	1契約	1,573.00
	6kVAをこえ10kVAまで	〃	2,255.00
	10kVAをこえる	1kVA	302.50
電力量料金	昼間時間（夏季料金）	1kWh	42.01
	昼間時間（その他季料金）	〃	42.01
	朝夕時間	〃	36.16
	夜間時間	〃	26.63
附帯措置	ひみエルフVプラン （200ボルト電化契約）	その他季昼間時間および 朝夕時間の電力量料金を5%割引 夜間時間の電力量料金を5%割引 （割引上限額 6,000円/月）	
	ひみエルフVあつたかプラン （200ボルト電化契約）	冬季（12月分～4月分）※の 昼間時間および朝夕時間の 電力量料金を10%割引 夜間時間の電力量料金を10%割引 （割引上限額 15,000円/月）	
	ひみエルフSプラン （電化給湯厨房契約）	夏季昼間時間を除く電力量料金を1%割引 （割引上限額 2,000円/月）	

※毎年11月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの電力量料金

- ・【平日】朝夕時間：8～10時・17～22時
昼間時間：10～17時 夜間時間：22～8時
- ・【日祝日】朝夕時間：8～22時 夜間時間：22～8時
なお、日祝日は、当社の定める約款によります。
- ・夏季：7/1～9/30
- ・その他季：10/1～6/30

ひみホワイトプラン電力

料金の区分			単位	料金単価（円）
Ⅰ	基本 料金	最初の2月まで1月につき	1kW	1,358.50
		2月をこえる1月につき	〃	544.50
	電力量料金		1kWh	25.64
Ⅱ	基本 料金	最初の2月まで1月につき	1kW	500.50
		2月をこえる1月につき	〃	280.50
	電力量料金		1kWh	33.22
Ⅲ	基本 料金	最初の3月まで1月につき	1kW	2,128.50
		3月をこえる1月につき	〃	665.50
	電力量料金		1kWh	26.39
Ⅳ	基本 料金	最初の3月まで1月につき	1kW	1,259.50
		3月をこえる1月につき	〃	577.50
	電力量料金		1kWh	40.61

ひみホワイトプラン電力（24時間通電型）

料金の区分			単位	料金単価（円）
Ⅰ	基本 料金	最初の2月まで1月につき	1kW	1,358.50
		2月をこえる1月につき	〃	544.50
	電力量料金		1kWh	25.87
Ⅱ	基本 料金	最初の2月まで1月につき	1kW	500.50
		2月をこえる1月につき	〃	280.50
	電力量料金		1kWh	33.44

ひみ従量電灯（東京エリア）

料金の区分			単位	料金単価（円）
基本料金	契約電流10Aまたは契約容量1kVAにつき		10A・1kVA	311.75
電力量料金	最初の120kWhまで		1kWh	29.96
	120kWhをこえ300kWhまで		〃	36.56
	300kWhをこえる		〃	40.65

- ・毎月の燃料費調整に当たっては、東京電力と同一の燃料費調整単価（低圧）を適用いたします。

●新規加入停止メニューについて

ひみエルフナイト8、ひみエルフナイト10、ひみエルフナイト10プラス、ひみ深夜電力A・B・C・D、ひみホワイトプラン電力Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、ひみホワイトプラン電力（24時間通電型）Ⅰ・Ⅱは新規加入受付を終了しております。

② ご契約に関する重要事項

ご契約の申込等について

1. ご契約の申込み（新規・変更・廃止）

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合または需給契約の変更を希望される場合は、あらかじめ低圧供給約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）およびお客さまが適用を受ける低圧供給約款（料金表）（以下「料金表」といいます。）を承認し、かつ、供給区域とする一般送配電事業者および配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件（以下「託送供給等約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、当社所定の様式により申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、口頭、電話等により申込を受け付けることがあります。
- (2) 需給契約を変更する場合、当社は、需給契約の変更前、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付（以下「書面の交付」といいます。）に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等（以下「電磁的方法」といいます。）によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。
- (3) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて当社に通知していただきます。

2. ご契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾した時に成立いたします。ただし、当社と当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って、お客さままたは当社のいずれからも需給契約の変更や廃止の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。

3. 当社からの申出による契約の解約等

- (1) 当社は、要綱の定めにもとづき、お客さまの需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社は、解約の15日前までにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、当社に上記1（3）の通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らか場合は、当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

供給電圧、周波数および契約電力について

4. 供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧100ボルトまたは200ボルトといたします。また、周波数は、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、および静岡県（富士川以東）は標準周波数50ヘルツとし、富山県氷見市は60ヘルツといたします。

5. 契約電流・契約容量・契約電圧

お客さまが適用を受ける要綱に定める算定方法により得た値といたします。

料金の算定およびご請求について

6. 検針日および使用電力量の計量

- (1) 検針日は、当該一般送配電事業者が託送供給等約款等にもとづき、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、計量を行なう当該一般送配電事業者から当社が取次契約を締結する小売電気事業者（以下「当該小売電気事業者」といいます。）に通知された接続供給電力量にもとづき算定いたします。ただし、これによりがたい場合は、要綱の定めにより算定いたします。

7. 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、託送供給等約款等に定める計量期間、検針期間または検針期間等（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から開始日を含む検針期間の終期までの期間または消滅日の前日を含む検針期間の始期から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 料金は、各契約種別ごとに料金表に規定する料金といたします。なお、附帯契約種別とあわせて契約する場合の料金は、各契約種別ごとに料金表に規定する料金と各附帯契約種別ごとに料金表に規定する料金の合計といたします。

8. 料金の支払義務、支払期日および延滞利息

- (1) お客さまの料金の支払い義務は、原則として、検針日に発生いたします。また、支払期日は、原則として、支払義務発生日の翌日から起算して30日目以降の当社がお客さまにお知らせした期日といたします。
- (2) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
- (3) 需給契約の廃止または解約等によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けることがあります。
- (4) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

9. 料金その他のお支払方法

料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて、原則として、「口座振替支払」により支払っていただきます。また、工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、金融機関等を通じて支払っていただきます。

その他費用のご負担について

10. 工事費等負担金

- (1) 当該小売電気事業者が、当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当該小売電気事業者に対して、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、原則として工事着手前に支払っていただきます。
- (2) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当該小売電気事業者が当該一般送配電事業者等から、託送供給等約款等にもとづき、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当該小売電気事業者に対して、その金額を支払っていただきます。

11. ご契約の廃止・変更にもなう料金等の精算

お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金等をお客さまに精算していただく場合があります。ただし、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

12. 電気の使用にともなうお客さまのご協力

お客さまの電気の使用が、他の電気の利用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、当該一般送配電事業者等がとくに必要と認められた場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

13. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または当該小売電気事業者および一般送配電事業者等（当社または当該小売電気事業者および一般送配電事業者等が委託した業者を含みます。）は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者等の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 要綱にもとづき必要なお客さまの電気工作物の検査等の義務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 要綱の定めによる電気の供給の停止、需給契約の廃止または解約等により必要な処置
- (6) その他要綱および料金表により、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要となる業務または当該一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

14. 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送供給等約款等にもとづき、当該一般送配電事業者等が調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

15. 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送供給等約款等にもとづき、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。
 - ① お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認められた場合
 - ② お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合
- (2) お客さまが、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。
- (3) お客さまが当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときは、当該一般送配電事業者等は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

16. 違約金および設備の賠償

- (1) お客さまが料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、要綱および料金表にもとづいて算定された金額と不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当該小売電気事業者が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当該小売電気事業者に対して、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

17. 損害賠償および債務の履行の免責

当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めおよび需給契約に係る責務の履行の責めを負いません。

18. 書面交付義務

契約締結後に交付する書面については、当社が指定する次のいずれかの方法を用いてお知らせします。

- ・電子メールの送信
- ・Webページでの閲覧

19. 申込みにもなう不利益事項

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- (1) 解約にもなう違約金の発生
現在ご契約中の小売電気事業者との契約によって、契約期間の途中で契約解消となる場合に、違約金が発生する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。
- (2) ポイントの失効
現在ご契約中の小売電気事業者との間でポイントサービスの適用を受けている場合、契約期間中に発行されたポイントが失効となる場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。
- (3) 継続利用割引の適用期間
現在ご契約中の小売電気事業者との契約によって、継続利用割引がされている場合は、電気契約に関する継続利用割引が適用されなくなる場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。
- (4) 過去の使用電力量に関する照会
現在ご契約中の小売電気事業者との契約期間中のご使用量について照会することができなくなる可能性がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容についてご確認ください。

その他、ご契約解消にもなう不利益事項については、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認いただけますようお願いいたします。

20. 取次契約を締結する小売電気事業者

当社が取次契約を締結する小売電気事業者は、北陸電力株式会社といたします。なお、お客さまへの電気の供給は、小売電気事業者が行ないます。

21. その他

- (1) 上記に記載のない事項については、要綱または料金表によります。
- (2) 当社が、要綱および料金表を変更する場合は、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせいたします。変更後の内容にお客さまから異議の申出がない場合は、ご契約期間満了前でも、ご契約条件は変更後の要綱および料金表によります。
- (3) この要綱および料金表を変更する場合は、当社は、変更前は、要綱および料金表の変更内容を、変更後は、要綱および料金表の変更内容、供給地点特定番号ならびに当社の名称及び所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、書面の交付に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。